

## 審 査 メ モ

### 1 作物統計調査の変更

作物統計調査（以下「本調査」という。）は、令和2年産調査から、調査計画のうち、①「報告を求める個人又は法人その他の団体」（以下「報告者」という。）の選定方法、②「報告を求める事項」（以下「調査事項」という。）、③「報告を求めるために用いる方法」（以下「調査方法」という。）及び「集計事項」について、以下のとおり変更して実施する計画である。

#### (1) 報告者の選定方法の変更

##### ア 水稲作況調査の標本筆の削減

水稲に係る作況調査（作柄概況調査、予想収穫量調査及び収穫量調査）の対象とする作況標本筆について、過去の調査結果を踏まえ、目標精度に比して高い結果精度を確保している11道府県における標本筆数を約280筆縮減する。

水稲作況調査標本筆の都道府県別削減数について

都道府県名	実績精度(%) (H14～H28)	目標精度(%)	標本数		
			現行	改正後	削減数
北海道	0.5～1.1	<sup>(注)</sup> 1.0～2.0	630	600	30
秋田	0.5～0.7	1.0	380	320	60
山形	0.6～0.8	1.0	340	320	20
群馬	0.8～1.1	1.3	180	140	40
新潟	0.5～0.7	1.0	500	440	60
石川	0.7～1.0	1.0	230	220	10
長野	0.7～0.9	1.0	285	274	11
静岡	0.9～1.3	1.3	180	160	20
京都	1.0～1.4	1.5	150	140	10
山口	0.8～1.3	1.3	185	180	5
高知	0.9～1.4	1.5	170	160	10
				削減合計数	276

(注) 北海道は、4つの区域に区分し、区域ごとに目標精度を設定している。

#### (審査状況)

地方農政局等の職員又は統計調査員（以下「地方農政局の職員等」という。）が実測により調査を行う水稲の作況調査（作柄概況調査、予想収穫量調査及び収穫量調査）の対象とする作況標本筆について、農林水産省は、都道府県別に10アール当たりの収量の調査結果が一定の精度<sup>(注)</sup>を確保するよう、必要な標本筆数を設定しているとしている。

(注) 目標精度については、各都道府県における水稲の「農業上の重要度」として、全国平均収量（10アール当たり平均収穫量（全国値）×全国水稲作付面積）に占める都道府県別の平均収穫量の割合のほか、県内農業粗生産額に占める水稲の割合等を総合的に勘案し、各都道府県を「A」1.0%、「B」1.3%、「C」1.5%、「D」2.0%の4区分に区分して設定されている。

本件申請では、天候不良により水稲の作柄が低下するなど調査結果の誤差が大きくなる場合であっても目標精度を維持できる範囲内として、別表のとおり、以下の算式により算定した数値（別表の「試算筆数」）を基に、過年次の標本筆数や実績精度、作柄（作況指数）の推移、作柄表示地帯の数、品種構成の変化等各都道府県の状況を総合的に勘案して検討した結果、上記11道府県における標本筆数を約280筆縮減する計画である。

$$\text{標本筆数} = \left( \frac{\text{変動係数}}{\text{目標精度} \div 100} \right)^2 \times \sqrt{\text{作付面積} \div \text{作付面積平均}}$$

表 水稻作況標本調査における目標精度、実績精度、変動係数及び作況標本筆数

	目標精度 (%)	実績精度(% (H14~28)	変動係数 (H14~28)	作況標本筆数				調査精度 (見込み)
				平成30年	試算筆数	見直し(案)	H30対差	
全国	…	0.13 ~ 0.17	0.129 ~ 0.170	10,178	9,728	9,902	-276	…
北海道	1.0	0.5 ~ 1.1	0.100 ~ 0.214	630	630	600	-30	1.0
青森	1.0	0.6 ~ 1.3	0.117 ~ 0.233	330	330	330	0	…
岩手	1.0	0.7 ~ 1.4	0.118 ~ 0.250	340	340	340	0	…
宮城	1.0	0.6 ~ 1.4	0.104 ~ 0.255	330	330	330	0	…
秋田	1.0	0.5 ~ 0.7	0.091 ~ 0.131	380	290	320	-60	1.0
山形	1.0	0.6 ~ 0.8	0.112 ~ 0.141	340	290	320	-20	1.0
福島	1.0	0.6 ~ 1.0	0.107 ~ 0.180	293	293	293	0	…
茨城	1.0	0.6 ~ 0.8	0.106 ~ 0.141	280	280	280	0	…
栃木	1.0	0.7 ~ 0.9	0.110 ~ 0.157	280	280	280	0	…
群馬	1.3	0.8 ~ 1.1	0.106 ~ 0.151	180	140	140	-40	1.3
埼玉	1.0	0.9 ~ 1.4	0.116 ~ 0.182	180	180	180	0	…
千葉	1.0	0.6 ~ 0.9	0.101 ~ 0.143	260	260	260	0	…
神奈川	2.0	1.3 ~ 2.0	0.104 ~ 0.153	60	60	60	0	…
新潟	1.0	0.5 ~ 0.7	0.114 ~ 0.149	500	440	440	-60	1.0
富山	1.0	0.6 ~ 0.9	0.108 ~ 0.140	220	220	220	0	…
石川	1.0	0.7 ~ 1.0	0.098 ~ 0.147	230	220	220	-10	1.0
福井	1.0	0.7 ~ 1.1	0.110 ~ 0.160	230	230	230	0	…
山梨	2.0	0.9 ~ 1.9	0.118 ~ 0.179	80	80	80	0	…
長野	1.0	0.7 ~ 0.9	0.122 ~ 0.153	285	250	274	-11	1.0
岐阜	1.3	0.7 ~ 1.2	0.098 ~ 0.169	185	170	185	0	…
静岡	1.3	0.9 ~ 1.3	0.115 ~ 0.161	180	160	160	-20	1.3
愛知	1.0	0.7 ~ 0.9	0.095 ~ 0.137	210	190	210	0	…
三重	1.0	0.7 ~ 1.0	0.105 ~ 0.157	230	230	230	0	…
滋賀	1.0	0.6 ~ 1.1	0.092 ~ 0.152	210	210	210	0	…
京都	1.5	1.0 ~ 1.4	0.119 ~ 0.172	150	140	140	-10	1.5
大阪	2.0	1.7 ~ 2.5	0.108 ~ 0.169	50	50	50	0	…
兵庫	1.0	0.8 ~ 1.1	0.125 ~ 0.160	230	230	230	0	…
奈良	1.5	1.0 ~ 1.7	0.107 ~ 0.173	100	100	100	0	…
和歌山	1.5	0.9 ~ 1.7	0.110 ~ 0.170	100	100	100	0	…
鳥取	1.5	1.0 ~ 1.5	0.127 ~ 0.186	150	150	150	0	…
島根	1.3	0.9 ~ 1.4	0.126 ~ 0.190	195	195	195	0	…
岡山	1.0	0.9 ~ 1.2	0.129 ~ 0.187	240	240	240	0	…
広島	1.0	0.8 ~ 1.4	0.114 ~ 0.190	220	220	220	0	…
山口	1.3	0.8 ~ 1.3	0.107 ~ 0.173	185	180	180	-5	1.3
徳島	1.5	1.0 ~ 1.6	0.122 ~ 0.192	150	150	150	0	…
香川	1.5	0.9 ~ 1.5	0.113 ~ 0.205	150	150	150	0	…
愛媛	1.5	0.9 ~ 1.4	0.112 ~ 0.170	150	130	150	0	…
高知	1.5	0.9 ~ 1.4	0.119 ~ 0.187	170	160	160	-10	1.5
福岡	1.0	0.7 ~ 1.0	0.108 ~ 0.164	260	260	260	0	…
佐賀	1.0	0.8 ~ 1.6	0.117 ~ 0.232	210	210	210	0	…
長崎	1.5	1.0 ~ 1.8	0.118 ~ 0.227	150	150	150	0	…
熊本	1.0	0.8 ~ 1.3	0.128 ~ 0.186	280	280	280	0	…
大分	1.3	0.9 ~ 1.3	0.128 ~ 0.174	185	180	185	0	…
宮崎	1.3	0.9 ~ 1.1	0.126 ~ 0.158	210	150	210	0	…
鹿児島	1.3	0.9 ~ 1.4	0.129 ~ 0.198	200	200	200	0	…

(注1) 調査精度(見込み)については、標本筆数の縮減対象としている道府県のみ記載。

(注2) 東京都及び沖縄県については、水稻の作付面積が小さいことから、作況標本筆による標本調査ではなく、代表的ほ場の観察結果に基づく巡回・見積もり及び農家等からの情報収集により調査を実施している。

これについては、調査の効率化を図り、報告者負担や実測を行う地方農政局の職員等の業務負担の軽減に資するものであることから、おおむね適当と考えられるが、調査結果の利活用等の観点からみて、必要かつ適切なものとなっているか、また、調査の効率化等の観点からみて、更なる標本筆数の見直しの余地はないか等について確認する必要がある。

(論点)

1 標本筆数の算定根拠となっている各都道府県の目標精度については、①全国平年収穫量に占める都道府県別の平年収穫量の割合、②県内農業粗生産額に占める水稻の割合のほか、何のデータを基にし、個別具体的に、どのようにして設定したのか（目標精度の設定根拠とした各都道府県に係る基礎データは、具体的にどのようなになっているか、また、当該基礎データを基に、各都道府県の目標精度は、個別具体的に、どのようにして設定したのか。）。

2 目標精度の区分（1.0%から2.0%）は、どのような考え方に基づくものか。  
これらの観点からみて、設定されている目標精度は、適切かつ合理的なものとなっているか。

3 各都道府県の標本筆数については、所定の算式により算出した数を基に、他の要素を総合的に勘案して設定したとしているが<sup>(注)</sup>、個別具体的に、どのようにして設定したのか（標本筆数の設定根拠となった各都道府県に係る基礎データは、具体的にどのようなになっているか、また、当該基礎データを基に、各都道府県の標本筆数は、戸別具体的に、どのようにして標本筆数を設定したのか。）。

(注) 例えば、今回、標本筆数を縮減する11道府県のうち、秋田県、山形県及び長野県については、所定の算式により算出した標本筆数（試算値）より縮減数が少ない一方で、北海道については、試算値より縮減数が多いか、当該11道府県以外にも、岐阜県、愛知県、大分県及び宮崎県では、試算値が現行の標本筆数より少なくなるにもかかわらず、縮減を行わないこととしている。

4 上記1及び2を踏まえ、調査結果の利活用上の観点からみて、標本筆数の縮減は、必要かつ適切なものとなっているか。また、調査の効率化等の観点からみて、当該11道府県以外にも標本筆数の縮減等、更なる標本数の見直しを図る余地はないか。

## イ 荒茶工場の抽出方法の明記

茶の収穫量調査の対象とする荒茶工場の具体的な抽出方法について、調査計画上に明記するよう変更する。

### (審査状況)

茶の収穫量調査については、都道府県別に年間計荒茶生産量の調査結果が一定の精度を確保するよう、生産量が一定規模以上の荒茶工場は全数調査とし、それ以外の荒茶工場は生産量規模により層化無作為抽出した約1,300工場（母集団の大きさは約5,400工場）を対象に実施している。

しかしながら荒茶工場の標本抽出方法については調査計画上に規定していなかったことから、本件申請では、これを調査計画上に規定するよう変更する計画である。

これについては、茶の収穫量調査に係る統計作成過程の明確化等を図るものであり、おおむね適当と考えられるが、当該抽出方法が適切なものとなっているか等について確認する必要がある。

### (論点)

- 1 直近の調査における階層別の母集団の大きさ及び報告者数は、どのようになっているか。階層内及び階層間の分散は、どのようになっているか。また、都道府県別の目標精度（目標精度の設定の考え方を含む。）のほか、都道府県別の実績精度や回収率の推移（少なくとも過去5回分の調査）は、どのようになっているか。
- 2 上記1を踏まえ、荒茶工場の標本抽出方法については、適切なものとなっているか。
- 3 当該変更を踏まえ、現時点において、農林水産省HP等に荒茶工場の抽出方法は未掲載となっているため、統計利用者への統計作成過程の明確化等を図る観点から、可及的速やかに、かつ、適切に情報提供を行うべきではないか。

## (2) 調査事項の変更【水稲作況標本（基準）筆調査票】

### ア 「玄米選別形態」を把握する調査項目の選択記入方式への変更

「玄米選別形態」を把握する調査項目について、コード番号を記入する方式から選択記入式に変更する。

変更案

玄米選別形態							
農 家 個 別	別 選 別	複 数 農 家	共 同 選 別	共 設 同 選 施 別	そ の 他	不 明	無 選 別
1	2	3	4	5	6		

現行

玄  
米  
選  
別  
形  
態

⋮

#### (審査状況)

「玄米選別形態」を把握する調査項目については、地方農政局の職員等が、調査対象として選定した作況標本筆の所有農家から聞き取った玄米の選別形態を記入することとしている。

当該調査項目については、従来、6種類のコード番号から該当する番号を記入する方式を採っていたが、本件申請では、調査票上にあらかじめ6種類の選別形態の選択肢を設け、該当する番号に丸を付ける方式に変更する計画である。

これについては、正確性の確保及び地方農政局の職員等による記入負担の軽減に資するものであり、おおむね適切と考えられるが、選択肢の設定について、十分かつ適切なものになっているかについて確認する必要がある。

#### (論点)

- 1 玄米の選別形態としては、具体的にどのようなものがあるのか。
- 2 上記1を踏まえ、設定されている玄米の選別形態に係る選択肢については、十分かつ適切なものとなっているか。また、選択肢は、記入に当たって、紛れがなく、分かりやすいものとなっているか。
- 3 玄米選別形態を把握する調査項目は、関係する統計の作成においてどのように利用されているか。

イ 職員・調査員による計測項目の追加

① 「栽植密度」における「1㎡当たり換算率」の項目の追加

水稻の「栽植密度」に関する調査項目として、すじまき（植え）の場合に記入する「1㎡当たり換算率」の項目を追加する。

変更案

畝幅・株間測定		畝幅〔11けい間の長さ〕	株間〔11株間の長さ〕	1㎡当たり株数(けい長)	刈取り数
	I	cm	cm	株(cm)	株
	II			.	
	III			.	
	合計	(1)	(2)		
	平均	(3)	(4)		
(5)	1㎡当たり株数 $\frac{10,000}{(3) \times (4)}$		株 1㎡当たりけい長 $\frac{10,000}{(3)}$	1㎡当たり換算率 (0.01)	1㎡当たりけい長 60cm

現行

畝幅・株間測定		畝幅〔11けい間の長さ〕	株間〔11株間の長さ〕	1㎡当たり株数(けい長)	刈取り数
	I	cm	cm	株(cm)	株
	II			.	
	III			.	
	合計	(1)	(2)		● ● ●
	平均	(3)	(4)		
(5)	1㎡当たり株数 $\frac{10,000}{(3) \times (4)}$		株 1㎡当たりけい長 $\frac{10,000}{(3)}$		cm

(審査状況)

水稻の「栽植密度」に関する調査項目については、地方農政局の職員等が調査対象として選定した作況標本筆に立ち入り、実測した結果を記入するものであり、農林水産省は、従来、栽培方法が「すじまき（植え）」（畝<sup>(注1)</sup>において、すじ状に種子をまく方法）の場合には、栽植密度を算出するための基礎的なデータとして、「1㎡当たりのけい長」<sup>(注1)</sup>を調査か所1か所当たりの「実測けいの長さ」(60cm)<sup>(注2)</sup>により除して算出した「1㎡当たり換算率」<sup>(注3)</sup>を欄外に記載していたとしている。

本件申請では、この「1㎡当たり換算率」の項目を調査票に追加するよう変更する計画である。

これについては、職員等による記入漏れや誤記入の防止等に資するものであり、おおむね適当と考えられるが、地方農政局の職員等が記入するに当たって、紛れがなく記入することが可能な項目設定となっているか等について確認する必要がある。

(注1) 畑で作物を作るために細長く線上に土を盛り上げた所を畝（うね）といい、単位面積当たりの畝の長さのことを「けい長」という。

(注2) 畝において調査基点とする稲を中心とする60cmの間を「実測けい」という。

(注3) 調査を行った1か所当たりの平均の茎数、穂数等に「1㎡当たり換算率」を乗じることで、水稻の1㎡当たりの栽植密度として算出される。

(論点)

- 1 「栽植密度」に関する調査の流れは、どのようになっているか。各調査項目について、具体的に、どのように調査を行い、どのように記入するのか。
- 2 新たに追加する「1㎡当たり換算率」については、具体的にどのように利用されるのか。本調査項目がない場合、どのような支障等が生じるのか。
- 3 「1㎡当たり換算率」の項目については、職員等が記入するに当たって、紛れがなく、分かりやすいものとなっているか。
- 4 調査員による誤った算出・記載を防止するため、どのような措置を講じているか。
- 5 利活用や職員等による記入負担等も踏まえ、「1㎡当たり換算率」の項目については、必要かつ適切なものとなっているか。

② 「刈取り調査」における品位検査による玄米の「等級」の項目の追加

「刈取り調査」に係る調査項目として、品位検査（等級確認）後の玄米の「等級」を記載する項目を追加する。

変更案

刈取り日	月 日				露	有	無
刈取り方法	3㎡当たり 整数株刈り	1	調製方法	総合選別機 段ふるい	1		
	3㎡刈り	2		2			
刈取り 試験 料	全 量				縮分重量		
	未調製生もみ重				g		
	未調製乾燥もみ重				g		
	粗玄米重						
	玄米重					10a当たり換算率	
	くず米重					(5)×1,000 刈取り株数計	
玄米水分					%		
					1回	2回	合 計
千粒	粗玄米	重量	g	g	g		
		粒数	粒	粒	粒		
重測	玄米	重量	g	g			g
		粒数	粒	粒			粒
測定	くず米	重量	g	g			g
		粒数	粒	粒			粒
再 選 別 歩 合							
					%		
					等級	3等以上	1
						規格外	2

現行

刈取り日	月 日				露	有	無
刈取り方法	3㎡当たり 整数株刈り	①	調製方法	総合選別機 段ふるい	①		
	3㎡刈り	②		②			
刈取り 試験 料	全 量				縮分重量		
	未調製生もみ重	:	:	:	:	g	
	未調製乾燥もみ重	:	:	:	:	g	
	粗玄米重	:	:	:	:		
	玄米重	:	:	:	:	10a当たり換算率	
	くず米重	:	:	:	:	(5)×1,000 刈取り株数計	
玄米水分	:	:	:	:	%		
					1回	2回	合 計
千粒	粗玄米	重量	g	g	g		
		粒数	粒	粒	粒		
重測	玄米	重量	g	g	:	:	g
		粒数	粒	粒	:	:	粒
測定	くず米	重量	g	g	:	:	g
		粒数	粒	粒	:	:	粒
再 選 別 歩 合							
					%		



③ 「刈取り調査」における「再選別後の段別重量測定」の項目の追加

「刈取り調査」に係る調査項目として、品位検査（等級確認）により不合格となった玄米について、一定の品位を確保するよう再選別した後の玄米重量を記載する「再選別後の段別重量測定」の項目を追加する。

変更案

段別重量測定	1 回	総量	2.20以上	2.10	2.00	1.95	1.90
	2 回						
	合計						
		1.85	1.80	1.75	1.70	1.60	底

再選別後							
段別重量測定	1 回	総量	2.20以上	2.10	2.00	1.95	1.90
	2 回						
	合計						
		1.85	1.80	1.75	1.70	1.60	底

現行

段別重量測定	1 回	総量	2.20以上	2.10	2.00	1.95	1.90
	2 回						
	合計						
		1.85	1.80	1.75	1.70	1.60	底

(審査状況)

「刈取り調査」に係る調査項目は、地方農政局の職員等が作況標本筆において一定株数の稲を刈り取り、脱穀・乾燥・もみすりを行った玄米について、飯用に供しうる一定の品位<sup>(注)</sup>を確保するまでの各選別工程における玄米重量等の計測結果を記入するものであり、その結果を基に、10アール当たりの玄米重を算出・決定することとしている。

(注) 農産物規格規定（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）に定める3等以上の品位を有し、かつ、粒厚が1.70mm以上であるものをいう。

具体的には、①ふるいにより粒厚1.70mm以上の玄米を選別、②前述①により選別され

た玄米の品位検査（3等以上・規格外の判別）、③前述②により規格外とされた玄米について、3等以上の品位を確保するまで再選別（混在している被害粒等の除去）、④前述②及び③で3等以上とされた玄米の重量を計測し、10アール当たりの玄米重量を算出する流れとなっているところ、農林水産省は、従来、調査票の審査等の際に、上記②において規格外となり再選別の対象となったか否か確認するため、調査票とは別途整理している等級確認結果により確認を行っていたとしている。

本件申請では、この品位検査（等級確認）を行った結果について、「3等以上」か「規格外」か記入する欄を調査票に追加する計画である。

また、農林水産省は、従来、「段別重量測定」の項目には、上記①のふるいにより選別したふるい目幅（粒厚）別の玄米重量を記入した後、再選別を行った場合には、その計測結果を基に数値の修正や欄外への追記等を行うことにより対応していたとしている。

本件申請では、規格外とされた玄米について再選別を行った結果を記入する「再選別後における段別重量測定」の項目についても調査票に追加する計画である。

これについては、職員等による記入漏れや誤記入を防止するとともに、調査票の審査等における確認作業の効率化に資するものであり、おおむね適切と考えられるが、地方農政局の職員等が記入するに当たって、紛れがなく記入することが可能か等について確認する必要がある。

#### （論点）

- 1 「刈取り調査」の流れは、どのようになっているか。各調査項目について、具体的に、どのように調査を行い、どのように記入するのか。
- 2 追加する調査項目については、それぞれ具体的にどのように利用されるのか。本調査項目がない場合、どのような支障等が生じるのか。
- 3 追加する調査項目については、職員等が記入するに当たって、紛れがなく、分かりやすいものとなっているか。
- 4 利活用や職員等による記入負担等も踏まえ、追加する調査項目については、必要かつ適切なものとなっているか。

### (3) 調査方法及び集計事項の変更

#### ア 電子メールによる調査票提出方法の追加

水稻以外の作物に係る作付面積調査及び収穫量調査において、従前の郵送調査及び政府統計利用システムを利用したオンライン調査に加え、電子メールによるオンライン調査も可能とするよう変更する。

#### (審査状況)

水稻以外の作物に係る作付面積調査及び収穫量調査については、従来、郵送調査のほか、報告者が農業協同組合、荒茶工場、製糖会社・製糖工場、集出荷団体・集出荷業者、その他の関係団体（以下「関係団体等」という。）の場合には、政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査も可能としているところである。

このような中、本件申請では、従来の調査方法と併用し、関係団体等を対象として電子メールによるオンライン調査も可能とするよう変更する計画である。

これについては、報告者の利便性の向上及び調査業務の効率化に資するものであることから、おおむね適当と考えるが、オンライン回答率の向上に向けた具体的な取組内容や報告者の利便性等を考慮した更なる取組の余地等について確認する必要がある。また、郵送も含めた本調査の回収率について、回収率向上のための取組や、更なる向上の余地はないか等について確認する必要がある。

#### (論点)

- 1 従来の政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査と併用し、電子メールによるオンライン調査を新たに導入する理由・経緯は何か。電子メールによるオンライン調査の導入に当たり、どのようなセキュリティ対策を講じるのか。
- 2 調査票の種類別の回収率及びオンライン回答率は、どのように推移しているか（少なくとも過去5回の調査分）。
- 3 回収率及びオンライン回答率の向上を図る上での支障・あい路について、どのように分析しているか。当該分析結果を踏まえ、回収率・オンライン回答率の向上に向けて、具体的にどのような取組を行うこととしているか。更なる有効かつ効果的な方策について検討する余地はないか。
- 4 オンライン調査の対象を関係団体等のみに限定しているが、法人経営体を含む農林業経営体を除外する理由は何か。報告者の更なる利便性の向上等に資する観点から、農林業経営体についても希望する場合には、電子メールによる調査票提出を可能とする余地はないか。
- 5 調査結果の正確性を確保しつつ、更なる報告者負担の利便性の向上や統計調査業務の効率化を図る観点から、調査方法について更なる見直し・検討を行う余地はないか。

## イ 水稻作柄概況調査に係る調査方法及び集計事項の変更

作況調査のうち、水稻の作柄概況調査において、従来、遅場地帯の「生育の良否」を把握してきた事項を削除し、新たな作柄予測手法を導入することにより、早場地帯と同様に「作柄の良否」を集計・公表するよう変更する。

### 変更案

番号	表 題	種類	集計地域
1～14 (略)			
15	水稻作柄概況調査(8月15日現在) 作柄の良否		都道府県
(削る。)			
16～46 (略)			

### 現行

番号	表 題	種類	集計地域
1～14 (略)			
15	水稻作柄概況調査(8月15日現在) 作柄の良否(水稻早場地帯)		早場の都道府県
16	水稻作柄概況調査(8月15日現在) 生育の良否(水稻遅場地帯)		遅場の都道府県
17～47 (略)			

### (審査状況)

作況調査のうち、水稻の作柄概況調査において、早場地帯<sup>(注1)</sup>では、調査対象として選定した作況標本筆における穂数・もみ数等の実測結果を基に、気象データを利用して、10アール当たりの予想収量が平年と比較して多いか少ないかを「良」、「やや良」、「平年並み」、「やや不良」、「不良」の5段階で予測・評価した「作柄の良否」を公表している。

一方、遅場地帯では、水稻の生育が遅く、調査基準日(8月15日)における穂数・もみ数等の実測ができないため、草丈の長短、茎数の多少等の実測結果を基に、生育の遅速や被害の発生状況等を総合に判断し、稲体の生育が平年と比較して良いか悪いかを「良」、「やや良」、「平年並み」、「やや不良」、「不良」の5段階で評価した「生育の良否」を公表している。

(注1) 早場地帯とは、8月15日時点で出穂済み面積の割合が、平年ベースでおおむね8割以上を占める19

道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、三重県、滋賀県、鳥取県及び島根県）をいい、当該19道県以外の都府県を遅場地帯という。

本件申請では、遅場地帯について、従来の草丈の長短や茎数の多少等、水稻の生育に関する実測調査を廃止し、気象データ（降水量や気温、日照時間等）及び人工衛星データ（降水量、地表温度、日射量等）を利用して「作柄の良否」を把握する手法を新たに導入することにより、これまで早場地帯と遅場地帯で分けていた集計事項を統合し、両地帯ともに「作柄の良否」について集計・公表するよう変更する計画である。

ただし、農林水産省は、遅場地帯の「作柄の良否」に関する調査結果については、早場地帯において行う穂数やもみ数等の実測に基づいておらず、予測結果の精度は早場地帯より低くなることを見込まれることから、公表に当たっては、利用者に対する注意喚起を行うなどの対応を検討している。

これについては、統計利用者の利便性等に資するものであり、おおむね適切と考えられるが、集計事項を統合することにより具体的にどのような分析が可能になるのか、調査結果の利活用等の観点からみて十分かつ適切なものとなっているか等について確認する必要がある。

#### (論点)

- 1 「作柄の良否」に関する集計事項については、行政及び民間の事業者（農業関係団体、JA、卸売業や小売業の事業者など）に、これまで具体的にどのように利活用されているのか。
- 2 早場地帯における「作柄の良否」については、具体的に、どのようなデータを利用し、どのようにして予測を行っているのか。
- 3 新たに設定する遅場地帯における「作柄の良否」に関する事項については、具体的に、どのようなデータを利用し、どのようにして調査を行うのか。当該手法の導入に当たっては、具体的に、どのような検討・検証を行い、その検証結果等は、どのようになっているか。遅場地帯と早場地帯では、どの程度の精度の差が生じると見込まれるのか。
- 4 調査の効率化の観点から、人工衛星データや気象データを利用した手法を水稻以外の作物に導入する余地はないか。
- 5 調査手法として、人工衛星やドローンに搭載されたカメラの画像データやセンサー等を利用する方法を導入する余地はないか。
- 6 早場地帯と遅場地帯の調査結果の精度に差が生じることにより、行政及び民間の事業者における利活用上における支障等は生じないのか。
- 7 「作柄の良否」の5段階の評価（「良」、「やや良」、「平年並み」、「やや不良」、「不良」）は、どのような基準で区分するのか。当該評価区分の基礎となった実測結果のデータは、どのようになっているか（過去5回分の調査（早場地帯）データ）。5段階評価の基となる当該データの公表は行っていないのか。
- 8 調査計画上、調査方法については実測調査に関する記載のみとなっているが、早場地帯における気象データの活用及び遅場地帯における新たな調査手法について明記す

べきではないか。

- 9 当該集計事項の変更により、利活用の支障は生じないか。作成方法が異なる統計を統合することは適当か。